

定期監査結果報告書

地方自治法（昭和23年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和2年10月19日、20日及び同月27日の3日間実施した定期監査の結果は、次のとおりである。

よって、同法第199条第9項の規定により報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見を付する。

令和2年12月11日

東白川村監査委員 安江弘企

東白川村監査委員 今井美和

東白川村長 今井俊郎様

東白川村議会議長 樋口春市様

【監査の主眼】

- 1、予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認
- 2、前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認
- 3、契約事務が公正適切に行われているかの確認
- 4、事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認
- 5、最小の経費で最大の効果を上げているかの確認

【監査の方法】

前半（書類審査）

- 1、令和2年度9月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査
- 2、令和2年度9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査
- 3、令和元年度末の村税等の滞納分が令和2年度に調定され収入督促がされているかの監査
- 4、村が発注する契約事務が適正に行われているかの監査
- 5、補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているかの監査
- 6、その他関係する必要事項の監査

後半（現地監査）

- 1、指定管理施設等の利用状況及び維持管理の状況
- 2、令和2年度各工事の進捗状況と各工事の完成状況の監査

【監査の結果】

1、予算の執行状況及び預金等の管理状況

令和2年度9月末現在の一般会計と特別会計を合わせた予算規模は45億5,014万3千円で、予算執行状況は、収入済額23億7,371万18円、支出済額18億9,572万5,926円、歳計外現金会計の差引残高を合わせた残高は4億9,652万6,921円であり、その保管状況はいずれも、めぐみの農協東白川支店で、普通預金4億9,650万4,029円、当座預金2万2,892円であります。歳出予算執行率41.7%で前年度同期と比較すると1.3ポイント上回っています。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると9,237万7,788円減の11億9,355万3,862円です。その内容は定期預金23口、普通預金3口、国債2口であります。

出資証券等の管理状況は、前年度同期と同額で1億3,316万円となっています。その内容は出資証券11団体、証書53枚1,299万8,500円、株券9団体、51枚1億1,716万1,500円、債権1団体300万円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は、適正であり正確であることを認めます。

2、滞納の状況と滞納整理

令和元年度末の村税等の滞納繰越額は1,321万1,257円であり、それが令和2年度に適正に調定され歳入の督促がされているかを調査しました。

調定については、滞納額が令和2年度に計上され適正に処理されておりました。納入の督促をなされているかについては、税金等で9月末までに滞納繰越分108万7,417円が納付されていました。

なお、村税等主な9月末の滞納額（現年度分を含む）は、次のとおりです。

区 分	令和2年度9月末	令和元年度9月末
村税	円 8,158,869	円 7,441,949
国民健康保険税	4,002,909	5,006,629
介護保険料	119,500	114,100
CATV使用料	2,309,950	2,395,500
簡易水道使用料	142,190	220,660
後期高齢者医療保険料	0	97,800
国保診療所診療費等	108,892	151,102
合 計	14,842,310	15,427,740

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較しますと58万5,430円減少していますが、滞納額は令和2年度当初と比較すると163万1,053円増えています。徴収に努力されているとは思いますがまだ多額の滞納がありますので効果的な徴収に積極的に取り組むとともに悪質な滞納者に対しては厳正に対処されたい。

3、村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認

村が契約する工事及び委託契約等 27 事業について調査を行いました。契約規則等に従い業者選定、事業等の管理事務の執行は全て適切に処理されていました。

4、村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認

今回の定例監査では、村が交付している補助金について 14 事業の調査を行いました。補助金交付規則等に沿って交付申請書等が提出されており、適正に処理されていることを確認しました。

次に、現地調査で気づいたことを申し上げます。

指定管理施設等の管理状況は適正に管理され周辺の環境整備もできていたと思います。

【むすび】

令和 2 年度の定期監査は、書類審査、現地監査に分けて 3 日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には多忙の折懇切丁寧に説明をしていただき、多くの資料を提出していただきありがとうございました。

今年度国民健康保険税の保険料率見直しが行われ 9 月末の調定額を前年同期と比較すると、約 400 万円増となっており令和元年度末被保険者数で除すると約 6、800 円となっています。更に令和 3 年度に 350 万円の引き上げ、その後も 2 年程度引き上げが必要と説明を受けました。

国民健康保険運営協議会で審議されると思いますが、本村の保険料率は近隣市町と比較すると低く一般財源の繰出金が多くなっており、引上げはやむを得ないと思いますが国民健康保険被保険者に理解が得られるよう説明をお願いします。

東白川村においては、第 5 次総合計画後期計画等に基づき村の活性化に向けて事業推進が行われていると思いますが、過去に整備した簡易水道、

老朽建物など修繕更新が必要な施設が多くあると思います。現在の村債借入残高は一般会計、特別会計合わせて43億8,078万7千円あります。

すでに令和3年度の予算編成も始まっていると思いますが、中学校体育館改修工事等が今後計画されており多額の借り入れはやむを得ないと思いますが、事務事業の執行については、常にコストを意識して最小の経費で最大の効果を挙げるにはどうすればよいのかを意識し、その有効性、必要性を考慮し村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し意見とします。